

専門部会規程

(根 拠)

第1条 本規程は、石川県弓道連盟規約第22条の規程にもとづき、専門部会の会務遂行に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 専門部会は、理事会及び常任理事会の決議にもとづき、本連盟の事業執行について、その円滑な運営について、協力することを目的とする。

(組 織)

第3条 専門部会は、総務部、競技部、強化部、審査部、普及部及び女子部の6部とし、各部に所属する部員で組織する。

(部 会)

第4条 各部の新設ならびに改廃は、常任理事会の議を経て定める。

(部会長)

第5条 専門部会の部会長は、理事長があたる。

(専門部員)

第6条 専門部会の部員は、常任理事会において選出し、会長が委嘱する。

2. 各部には、部長及び副部長を置く。
3. 各部には、副部長がそれぞれ担当する。

(定 員)

第7条 専門部会の定員は、各部の業務内容に応じ、常任理事会において定める。

(任 期)

第8条 専門部会の部会長及び部員の任期は、本連盟の役員の任期と同一とする。

2. 補欠または増員により選任された者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2. 各部の会議は、部会長の承認を得て各部長が召集する。

(業務分掌)

第10条 各部は、次の業務を分掌する。

総務部

1. 理事会及び常任理事会に関すること
2. 登録に関すること
3. 加盟及び脱退に関すること
4. 上部団体・加盟団体との連絡及び調整に関すること
5. 役員及び選手の派遣に関すること
6. 本連盟の運営に関すること

競技部

1. 競技大会の運営に関すること
2. 競技大会の後援及び指導に関すること
3. 競技記録の作成に関すること
4. 所管備品の管理に関すること
5. その他競技に関すること

強化部

1. 選手の育成、強化に関すること
2. 国体及び全日本大会等の選手の決定と派遣に関すること
3. その他、強化における必要事項に関すること

審査部

1. 審査会の業務総括に関すること
2. 審査請求の受付に関すること
3. 審査員の委嘱に関すること
4. その他審査における必要事項に関すること

普及部

1. 弓道の普及と資質向上に関すること
2. 講習会、研修会の実施に関すること
3. 高、中学校弓道の指導協力に関すること

女子部

1. 女子の弓道普及に関すること
2. 女子競技選手の指導と強化に関すること
3. 女子の研修会及び講習会に関すること
4. 女子の弓道資質の向上に関すること

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、常任理事会の議決による。

(附 則)

第12条 本規程は、昭和62年2月8日から実施する。

平成5年12月25日 一部改正。